

かごしま

市議会だより

No.295

平成18年10月25日
編集・発行／鹿児島市議会
☎099-224-1111代表
ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

第3回定例会

平成十八年度鹿児島市一般会計補正予算を可決

環境未来館（仮称）の建設費を計上



鹿児島玉龍中・高等学校合同体育祭

さわやかな風 駆け抜ける

決算特別委員会

設 置

平成17年度一般・特別会計（企業特別会計を除く）の決算議案を審査するため、9月20日に決算特別委員会を設置し、委員の選任を行いました。

なお審査は11月6日から行う予定です。

▼委員は次のとおりです。

○委員長
○副委員長

○ 川野 幹男
○ 古江 尚子
和田 幸一
奥山よしじろう
大森 忍
うえがき 勉
川越 桂路
井上 剛
山下ひとみ
仮屋 秀一
三反園輝男
幾村 清徳

この定例会では、環境未来館（仮称）の建設費や平成十九年度から軽自動車税をコンビニエンスストアにおいて納付できるようにするための準備経費を含む「平成十八年度鹿児島市一般会計補正予算（第二号）」や「鹿児島市国民健康保険条例一部改正の件」など議案十六件をいずれも原案どおり可決および同意しました。

また「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」を可決しました。

なお平成十七年度の決算関係議案十六件は、閉会中に決算特別委員会および経済企業委員会において審査します。

〔第三回定例会〕

平成十八年第3回定例会は、9月5日から二十九日までの二十五日間にわたって開かれました。

この定例会では、環境未来館（仮称）の建設費や平成十九年度から軽自動車税をコンビニエンスストアにおいて納付できるようにするための準備経費を含む「平成十八年度鹿児島市一般会計補正予算（第二号）」や「鹿児島市国民健康保険条例一部改正の件」など議案十六件をいずれも原案どおり可決および同意しました。

また「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」を可決しました。

なお平成十七年度の決算関係議案十六件は、閉会中に決算特別委員会および経済企業委員会において審査します。

可決・同意された主な議案の要旨

▼工事請負契約締結の件

・横井埋立処分場（二工区二期）整備工事

・自動車購入の件

・ごみ収集車九台を購入するもの

・出産育児一時金の額を引き上げるもの（三十万円→三十五万円）

・鹿児島市国民健康保険条例一部改正の件

・赤水漁港内公有水面埋立工事のしゅん功認可があつたので、これを新たに生じた土地として確認するについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

・町の区域の変更に関する件

・新たに生じた公有水面埋立地を桜島赤水町に編入するに当たり、桜島赤水町の町の区域を変更するについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

・鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例一部改正の件

・無料市営自転車等駐車場として新たに市営宇宿駅自転車等駐車場を設置するもの

・鹿児島市税条例一部改正の件

・地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の税率の見直し、地震保険料控除の創設、定率減税の廃止等を行い、あわせて条文の整理をするもの

・平成十八年度鹿児島市一般会計補正予算（第二号）

・廃止バス路線対策事業

・コンビニ納付導入事業

・地域生活支援事業（障害者自立支援法に基づくもの）

・環境未来館（仮称）整備事業

・ファンタスティックイルミネーション推進事業

・市電軌道敷緑化整備事業

・文化財保護管理事業（喜入のリュウキュウコウガイ産地）

・平成十八年度鹿児島市介護保険特別会計補正予算（第一号）

・地域包括支援センター開設準備の経費等を計上するもの

・人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

・赤星貴子氏
・原口熙氏
・田中佐和子氏
・袖山和子氏
・地頭方匡氏
・鬼丸憲夫氏
・吉原政子氏

議案等に対する各会派等の表決態度

市議会からのお知らせ～委員会室が移転しました～

8月にこれまで市役所別館3階にあった第1・2・3委員会室が4階へ移転し、議会運営委員会室が新たに設けられました。なお本会議や委員会はどなたでも傍聴できます。手続きは次のとおりです。

＜本会議の傍聴手続き＞

本会議の傍聴を希望される方は、東部保健センター3階の本会議傍聴受付までお越しください。市役所別館3階の市議会事務局側からの通路もご利用できます。

傍聴受付で傍聴人受付簿に住所、氏名等をご記入ください。係員が傍聴席へご案内いたします。

- 耳の不自由な方のために議場のマイクの音を聞き取りやすくするワイヤレスの専用補聴器を用意しています。
 - 手話通訳を希望される方は5日前までに市議会事務局へご連絡ください。
 - 身体障害者の方は盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬と同伴で傍聴できます。

＜委員会の傍聴手続き＞

委員会の傍聴を希望される方は、市役所別館3階の委員会傍聴受付（市議会事務局）までお越しください。

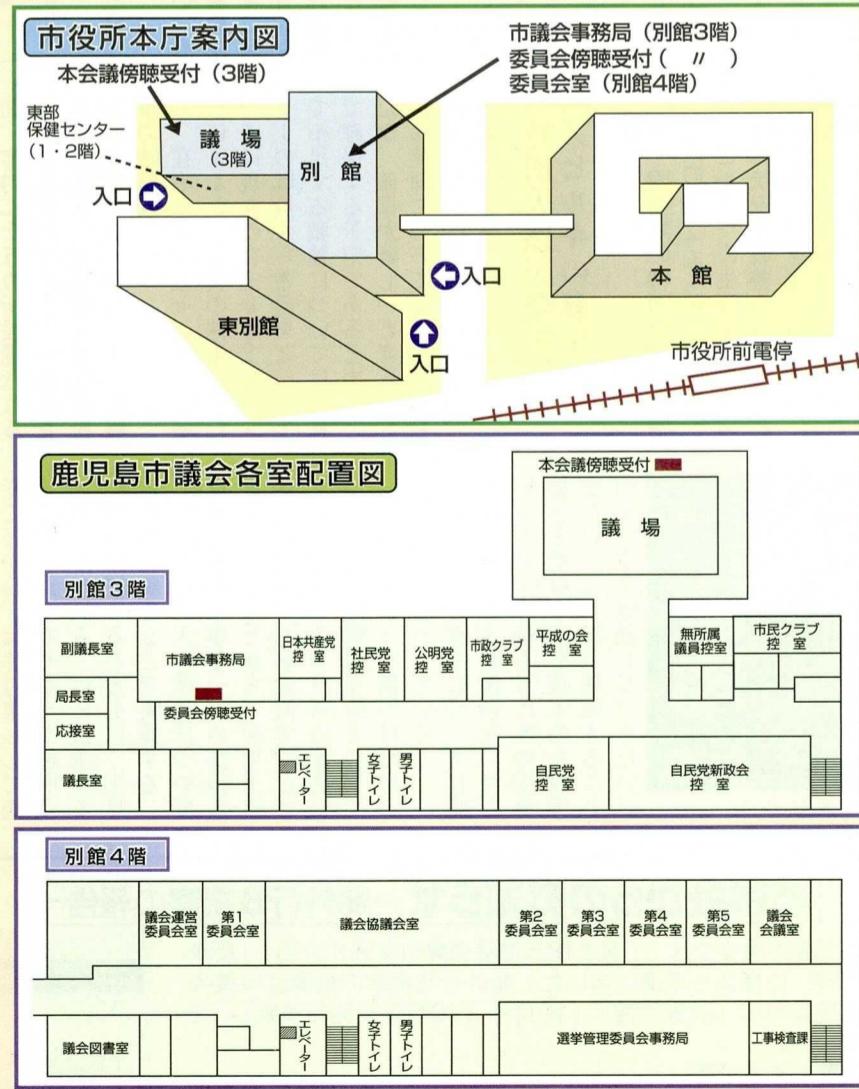
受付で委員会傍聴申込書に住所、氏名と傍聴希望の案件等をご記入ください。

委員会の許可が必要になりますので、許可されたのち係員が委員会傍聴席へご案内します。

※各委員会室とも部屋の広さの関係上、傍聴できる人数は8人となっておりますので、あらかじめご了承ください。

詳しいお問い合わせは、市議会事務局総務課まで

☎ 099-216-1450(直通)



「市議会だより」に対するご意見・ご感想は 市議会事務局政務調査課まで ☎ 099-216-1454(直通)